

昨年十二月一日に誕生された敬宮愛子内親王が、^{お健やかに}満一歳となられたことは、国民の一人として慶賀にたえない。医学・医療の高度に発達した今日でも、無事な出産、元気な成育が一〇〇%確実とは限らないのだから、広く報じられている通り、スクスク発育されつつあることを、御両親の両殿下も御祖父母の両陛下も、さぞお喜びにちがいない（1話参照）。

ただ、この十日前（十一月二十一日）四十七歳で急逝された高円宮憲仁親王の超多忙な御公務を聞き及ぶにつけとも、皇族の役割は何であるのか、それに伴う諸条件がどんな状況か、皇室を日本国家に不可欠な構成要素と仰ぐわれわれ国民は、よく理解しておく必要があろう。周知のごとく、現行憲法では、天皇を日本国の象徴（対外的代表者）・国民統合の象徴（国内的中心者）と位置づけるのみならず、「皇位は世襲」と規定している。しかし、その皇位継承の資格を有されるのは、現行の皇室典範で「皇統に属する男系の男子」と限定されているから、皇族女子には資格がないだけでなく、皇族女子が一般男子と婚姻すれば皇族身分を離れなければならない。

従つて、皇族男子は、直系・長系が優先する順位の違いはあるものの、全員「皇位継承」と

いう重大な役割を担う場合があるとの前提に立つて、幼少時から厳しい教育が行われ、皇太子以外の男子も、結婚すれば宮家が設けられる。それに対して皇族女子は、将来「^ノ臣籍降下」することを前提として、結婚されるまで皇族の公務を分担なさるにすぎない。

しかしながら、現在皇太子殿下より若い男性皇族は弟君の秋篠宮文仁親王しかおられない、という事態を直視すれば、近い将来もし幸い敬宮さまの下に皇子が誕生されるとしても、遠い将来を考えれば、皇族女子にも女性宮家の創立を認める（そこに皇子誕生を期待する）と共に、皇室女子にも皇位継承の資格を認めるため、皇室典範改正に踏み切るほかないと思われる（拙著『皇室典範と女帝問題の再検討』国民会館叢書参照）。それは、早ければ早いほどよい。

何となれば、皇族に限らず子供の教育は、二、三歳から四、五歳にかけての^{しつけ}躾が一生を左右するとさえいわれる。北欧のベルギー・オランダ・スウェーデンでは、皇太子の第一子は男女の別なく次の第一王位継承者とする旨の法改正がすでに行われている。現に敬宮さまより少し前に誕生されたベルギーの皇太子第一皇女には、それ相応の教育環境が整えられている由。^{よし}もちろん、北欧と日本は、歴史も風習も著しく異なるから、わが国では男子優先主義の伝統を可能な限り堅持しなければならないが、皇族女子の教育にも万全を期してほしいと思う。

* この問題に関連して、拙稿「皇室の危機を開拓するため――女性宮家の創立と帝王学」「皇室の御公務を見直すために――天皇・皇太子の役割」（PHP研究所『Voice』平成十六年八月号・九月号）も参照されたい。